

平成15年6月12日

株 主 各 位

大阪府高槻市栄町1丁目23番1号

**株式会社 音 通**

代表取締役社長 岡 村 邦 彦

### 第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいます、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご記名、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成15年6月27日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪府高槻市大手町3番46号  
高槻商工会議所 3階 第1会議室
3. 会議の目的事項  
報告事項 第23期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）営業報告書報告の件  
決議事項  
第1号議案 第23期貸借対照表、損益計算書および利益処分案承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」の14頁から15頁までに記載のとおりであります。  
第3号議案 自己株式取得の件  
議案の要領は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」の15頁に記載のとおりであります。  
第4号議案 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件  
議案の要領は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」の15頁から17頁までに記載のとおりであります。  
第5号議案 取締役9名選任の件  
第6号議案 監査役2名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 添付書類

# 営業報告書

(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)

### 1. 営業の概況

#### (1) 営業の経過および成果

当期のわが国の経済情勢は、株式市場の低迷、雇用環境、個人消費の一層の冷え込み等が続き、マイナスの状況下にあり、依然厳しい経営環境が続いております。

その中において当社は平成14年10月1日に子会社でありました株式会社サンフレアとの合併を実施し、食料品・生活雑貨小売事業を直接運営する事となりました。

食料品・生活雑貨小売事業は、当期において、新たに直営店舗6店舗とフランチャイズチェーン店舗4店舗の出店を行い、消費者ニーズに合致した店舗展開は事業として大きな柱に成長をしてきております。

また、子会社でありました株式会社サンフレアにおいて前期より推進してまいりましたカラオケ事業における統合につきましても、合併後も引き続き推進し、当期において2社のディーラー統合を実現し、マーケットが縮小傾向にある中、売上の拡大を実現する事ができました。

#### ●食料品・生活雑貨小売事業

食料品、生活雑貨を中心とした総合100円ショップ「FLET'S」の店舗展開は、消費者ニーズに合致し、お客様の評判もよく好調に推移しており、新規出店店舗を加え、現在直営店13店舗（大阪府11店舗、京都府2店舗）とフランチャイズチェーン店9店舗（北海道3店舗、東京都1店舗、滋賀県1店舗、大阪府2店舗、京都府1店舗、兵庫県1店舗）を運営し、売上高26億4千4百万円（前期は子会社でありました株式会社サンフレアにて計上）となりました。

#### ●カラオケ関連事業

当部門におきましては、前期におけるディーラー統合につづき、当期もディーラー2社との統合を行い、機器賃貸単価の減少や、ナイトマーケットの縮小等が続く中において、売上高は8億1千9百万円（前期比158.9%増）となりました。

#### ●その他事業

当部門は、インショップ形式で運営しているテレビゲームソフト店舗の売上、「FLET'S」店舗設備の賃貸収入等をあわせて売上高3億3千2百万円（前期比14.5%増）となりました。

#### ●オーディオ・ビジュアル関連事業

当部門は、株式会社明響社との折半出資により設立しました合弁会社であります株式会社ハブ・ア・グッドへの事業分割および子会社でありました株式会社サンフレアにおいて行っておりましたパチンコ店向けの音楽CD（コンパクトディスク）販売事業を平成14年9月末にて撤退しましたことから売上高は1千3百万円となりました。

以上の結果、当期の売上高は38億7百万円（前期比73.7%増）となりました。

一方、利益面におきましては、合理化の徹底推進、ローコストで高効率な経営を推進しており、当期利益は7千3百万円（前期比247.6%増）と過去最高を達成する事ができました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は5億9千6百万円であり、その主要なものは、「FLET'S」店舗の開設と賃貸用資産の取得であります。

(3) 資金調達状況

借入金につきましては、借入額36億5千万円、返済額32億8千8百万円であり、資金用途は主に建設協力金、差入保証金4億2千万円であります。

(4) 会社に対処すべき課題

今後の見込みにつきましては、景気回復の兆しがなかなか見えてこないために経営環境の好転、個人消費の回復にはなお相当の期間を要するものと判断されます。

当社といたしましては、このような景気の先行きが不透明な状況のもと、引き続き業務効率、営業効率をアップさせ、低コスト体質を徹底し、積極的な経営展開を実施し、さらなる経営基盤の充実に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 営業成績および財産の推移

(単位：百万円)

| 区 分              | 第 20 期<br>平成12年3月期 | 第 21 期<br>平成13年3月期 | 第 22 期<br>平成14年3月期 | 第23期(当期)<br>平成15年3月期 |
|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 売 上 高            | 4,643              | 4,488              | 2,192              | 3,807                |
| 経 常 利 益          | 117                | 40                 | 32                 | 134                  |
| 当 期 利 益          | 65                 | 18                 | 21                 | 73                   |
| 1株当たり<br>当 期 利 益 | 14円66銭             | 3円61銭              | 4円8銭               | 11円33銭               |
| 総 資 産            | 2,785              | 3,340              | 3,784              | 5,879                |
| 純 資 産            | 405                | 608                | 611                | 1,095                |

(注) 1. 1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、当期の期中平均発行済株式数は自己株式数を控除して計算しております。

2. 1株当たり当期利益の算出に当たり、当期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。なお、この変更にともなう影響はございません。

3. 主な変動は次のとおりであります。

[第21期]

売上高、経常利益および当期利益が減少しましたのは、主にレンタル業界全体の店舗数減少にともなうコンパクトディスク卸販売の減少および同業界へのブランクテープ卸販売の減少によるものであります。

[第22期]

売上高、経常利益および当期利益が減少しましたのは、平成13年9月に株式会社明響社との折半出資により設立した合弁会社であります株式会社ハブ・ア・グッドへ当社のオーディオ・ビジュアル商品販売事業部門を分割したことによるものであります。

## 2. 会社の概況（平成15年3月31日現在）

### (1) 主要な事業内容

カラオケ機器および関連商品の販売および賃貸  
 食料品、生活雑貨を中心とした総合100円ショップ  
 「FLET'S」の経営およびフランチャイズチェーン店舗  
 の運営

### (2) 主要な事業所および店舗

- ① 本 社 大阪本社（大阪府高槻市）  
 ② 営業所 大阪営業所（大阪府吹田市）、東京営業所（東京都豊島区）

- ③ 店 舗  
 100円ショップ「FLET'S」  
 （直営店舗）  
 住之江店、高槻店、高槻駅前店、千里丘店、茨木店、関目店、ひょうたん山店、新堀川店、門真南店、四条畷店、池田店、門真店、西院店  
 （フランチャイズチェーン店舗）  
 川沿店、宮の沢店、醍醐店、南草津店、澄川店、京王稲田堤店、伊丹店、守口店、能勢店  
 テレビゲームソフト販売店  
 リセットジョイ大和高田店（奈良県大和高田市）

### (3) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 11,000,000株  
 ② 発行済株式の総数 7,830,000株  
 （注）発行済株式の総数が増加いたしましたのは、子会社株式会社サンフレアとの合併にともない普通株式2,595,000株を発行したためであります。  
 ③ 株 主 数 510名  
 ④ 大 株 主

| 株 主 名                                                 | 当社への出資状況  |           | 当社の大株主への出資状況 |           |
|-------------------------------------------------------|-----------|-----------|--------------|-----------|
|                                                       | 持 株 数     | 議 決 権 比 率 | 持 株 数        | 議 決 権 比 率 |
| 株式会社デジユニット                                            | 2,585,000 | 33.26     | —            | —         |
| ティ・エイチ・シー・ミレニアム投資事業有限責任組合 無限責任組合員UFJつばさハンズオンキャピタル株式会社 | 467,250   | 6.00      | —            | —         |
| 株式会社第一興商                                              | 355,000   | 4.56      | —            | —         |
| 三栄文化機器株式会社                                            | 225,000   | 2.89      | —            | —         |
| アサヒコミュニケーションネットワーク株式会社                                | 225,000   | 2.89      | —            | —         |
| 株式会社エム・ティー・エー                                         | 225,000   | 2.89      | —            | —         |
| 有限会社ヒューマンネット                                          | 225,000   | 2.89      | —            | —         |

(4) 自己株式の取得の状況

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| ① 商法第210条第1項の決議による取得 |         |
| 普通株式                 | 43,000株 |
| 取得価額の総額              | 7,338千円 |
| ② 単元未満株式の買取りによる取得    |         |
| 普通株式                 | 1,000株  |
| 取得価額の総額              | 152千円   |
| ③ 決算期における保有株式        |         |
| 普通株式                 | 44,000株 |

(5) 株主以外の者に対して特に有利な条件で発行した新株予約権の状況

- |                                                                                                                                                                                                                            |                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ① 発行した新株予約権の数                                                                                                                                                                                                              | 298個                    |
|                                                                                                                                                                                                                            | (新株予約権1個につき1,000株)      |
| ② 新株予約権の目的となる株式の種類および数                                                                                                                                                                                                     |                         |
| 普通株式                                                                                                                                                                                                                       | 298,000株                |
| ③ 新株予約権の発行価額                                                                                                                                                                                                               | 無償                      |
| ④ 権利行使時の1株当たり払込金額                                                                                                                                                                                                          | 175円                    |
| ⑤ 新株予約権の行使期間                                                                                                                                                                                                               | 平成16年7月1日から平成21年6月30日まで |
| ⑥ 行使の条件                                                                                                                                                                                                                    |                         |
| a. 権利を付与された者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行行使することを要する。                                                                                                                                   |                         |
| b. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。                                                                                                                                                                                           |                         |
| c. 新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部の行使をすることができる。ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。                                                                                                                                        |                         |
| d. 新株予約権の発行時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、社員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、社員又は嘱託社員であることを要する。ただし、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役が任期満了により又は法令変更にとともに退任した場合又は当社もしくは当社の関係会社の社員又は嘱託社員が定年により退職した場合および会社都合等の正当な理由による退職の場合は、この限りではない。 |                         |
| e. 新株予約権の発行時において当社業務委託取引先会社の役員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当該会社の役員であることを要する。ただし、当該新株予約権者が、新株予約権の行使時において、当該会社の役員でない場合であっても、新株予約権の行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数および行使の時期につき当社取締役会の承認を得た場合には、この限りでない。                                    |                         |
| f. その他の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。                                                                                                                                                                                     |                         |
| ⑦ 消却の事由と条件                                                                                                                                                                                                                 |                         |
| a. 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。                                                                                                                  |                         |

- b. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件から外れた新株予約権については無償で消却することができる。
- c. 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者が有する新株予約権のすべてを無償にて消却できる。
- ⑧ 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
- ⑨ 有利な条件の内容  
当社および当社子会社の取締役、監査役、従業員および業務委託取引先会社の役員に対し新株予約権を無償で発行した。
- ⑩ 割当を受けた者の氏名と割当を受けた新株予約権の数  
当社取締役

| 氏名   | 新株予約権の数 |
|------|---------|
| 岡村邦彦 | 36個     |
| 仲川進  | 36個     |
| 吉田雄二 | 36個     |
| 小林護  | 36個     |
| 藤本佳男 | 7個      |
| 伊澤三男 | 7個      |
| 山村洋一 | 7個      |

#### 当社監査役

| 氏名   | 新株予約権の数 |
|------|---------|
| 林伸昭  | 7個      |
| 日比谷真 | 7個      |

#### 当社従業員

| 氏名    | 新株予約権の数 |
|-------|---------|
| 宮川旭   | 7個      |
| 乾正典   | 4個      |
| 寺澤克彦  | 4個      |
| 山田純   | 3個      |
| 伊地知正宣 | 3個      |
| 左右田正則 | 3個      |
| 浜田秀一  | 3個      |
| 中島慎二  | 3個      |
| 村橋義政  | 3個      |
| 小川敏勝  | 3個      |

#### 業務委託取引先会社の役員

| 氏名    | 新株予約権の数 |
|-------|---------|
| 橋岡祐治郎 | 7個      |
| 谷本征治  | 7個      |

#### (6) 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 79名  | +52名   | 37.2歳 | 4.4年   |

- (注) 1. 従業員数増加の主な要因は、子会社でありました株式会社サンフレアとの合併によるものであります。
2. 従業員数に臨時従業員（パートタイマー）は含みません。

## (7) 企業結合の状況

### ① その他重要な企業結合の状況

| 会社名          | 資本金    | 当社の持株比率 | 主要な事業内容                                        |
|--------------|--------|---------|------------------------------------------------|
| 株式会社ハブ・ア・グッド | 400百万円 | 50.00%  | オーディオ・ビジュアル店にレンタル用コンパクトディスク、ビデオソフト、ブランクテープ等の販売 |

### ② 企業結合の経過

当社は平成14年10月1日に連結対象子会社でありました株式会社サンフレアを吸収合併いたしました。また、連結対象子会社でありました株式会社ハブ・ア・グッドに関しては平成15年1月をもって当社による単独支配が解消されましたので、連結子会社に該当しないものと判断したため連結範囲から除外しております。

### ③ 企業結合の成果

株式会社ハブ・ア・グッドはみなし支配解消日が当期末となるため損益計算書のみを連結いたしました。また、株式会社サンフレアは合併日までの損益計算書を連結いたしました。その結果、当期の連結売上高は12,798百万円、連結当期利益は98百万円となりました。

## (8) 主要な借入先

| 借入先             | 借入金残高 | 当該借入先が有する当社の株式 |       |
|-----------------|-------|----------------|-------|
|                 |       | 持株数            | 議決権比率 |
|                 | 百万円   | 千株             | %     |
| 株式会社みずほ銀行       | 797   | —              | —     |
| 京都信用金庫          | 664   | —              | —     |
| 株式会社ディーケーファイナンス | 440   | —              | —     |
| 株式会社りそな銀行       | 270   | —              | —     |
| 株式会社UFJ銀行       | 207   | —              | —     |
| 商工組合中央金庫        | 182   | —              | —     |
| 株式会社京都銀行        | 182   | —              | —     |

## (9) 取締役および監査役

| 会社における地位 | 氏名    | 担当又は主な職業            |
|----------|-------|---------------------|
| 代表取締役社長  | 岡村 邦彦 |                     |
| 代表取締役副社長 | 仲川 進  | 管理本部長               |
| 代表取締役副社長 | 吉田 雄二 | 営業本部長               |
| 専務取締役    | 小林 護  | 営業本部副本部長            |
| 取締役      | 藤本 佳男 | フレッツ事業部長            |
| 取締役      | 伊澤 三男 | 株式会社ハブ・ア・グッド取締役商品部長 |
| 取締役      | 山村 洋一 | 管理部長                |
| 監査役      | 林 伸昭  | (常勤)                |
| 監査役      | 日比谷 真 | (常勤)                |
| 監査役      | 平井 英孝 | 株式会社エレファント代表取締役     |

(注) 専務取締役小林 護氏ならびに監査役日比谷真氏は平成14年10月1日子会社株式会社サンフレアとの合併にともない就任いたしました。

## 3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実 特記すべき事項はございません。

# 貸借対照表

(平成15年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部        |                  | 負 債 の 部                |                  |
|----------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目            | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b> | <b>2,406,902</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>2,471,309</b> |
| 現金預金           | 1,361,604        | 買掛金                    | 216,043          |
| 売掛金            | 584,322          | 短期借入金                  | 976,900          |
| 有価証券           | 30,014           | 1年内返済予定の長期借入金          | 917,532          |
| 商品             | 247,258          | 1年内支払予定の長期割賦未払金        | 179,896          |
| 貯蔵品            | 2,004            | 1年内支払予定の長期割賦支払手形       | 55,112           |
| 未収金            | 70,421           | 未払金                    | 45,331           |
| 前払費用           | 71,045           | 未払費用                   | 823              |
| 短期貸付金          | 10,209           | 未払法人税等                 | 51,743           |
| 繰延税金資産         | 6,673            | その他                    | 27,925           |
| その他            | 28,538           | <b>固 定 負 債</b>         | <b>2,312,927</b> |
| 貸倒引当金          | △ 5,191          | 長期借入金                  | 1,693,465        |
| <b>固 定 資 産</b> | <b>3,471,359</b> | 長期割賦未払金                | 458,773          |
| <b>有形固定資産</b>  | <b>1,562,693</b> | 預り保証金                  | 28,315           |
| 賃貸用資産          | 282,457          | 退職給付引当金                | 8,287            |
| 建築物            | 746,554          | 長期割賦支払手形               | 124,085          |
| 構築物            | 99,798           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>4,784,236</b> |
| 車両運搬具          | 2,428            | <b>資 本 の 部</b>         |                  |
| 什器備品           | 102,397          | <b>資 本 金</b>           | <b>427,500</b>   |
| 土地             | 329,056          | <b>資 本 剰 余 金</b>       | <b>411,332</b>   |
| <b>無形固定資産</b>  | <b>3,809</b>     | 資本準備金                  | 411,332          |
| 電話加入権          | 3,734            | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>264,471</b>   |
| ソフトウェア         | 75               | 利益準備金                  | 18,000           |
| <b>投 資 等</b>   | <b>1,904,856</b> | 当期末処分利益                | 246,471          |
| 投資有価証券         | 430,093          | (うち当期利益)               | ( 73,927)        |
| 長期貸付金          | 81,136           | <b>株 式 等 評 価 差 額 金</b> | △ 687            |
| 破産債権・更生債権等     | 9,631            | <b>自 己 株 式</b>         | △ 7,490          |
| 長期前払費用         | 148,479          | <b>資 本 合 計</b>         | <b>1,095,125</b> |
| 建設協力金          | 238,699          | <b>負 債 及 び 資 本 合 計</b> | <b>5,879,362</b> |
| 差入保証金          | 922,964          |                        |                  |
| 保険積立金          | 64,092           |                        |                  |
| 繰延税金資産         | 7,291            |                        |                  |
| その他            | 11,102           |                        |                  |
| 貸倒引当金          | △ 8,635          |                        |                  |
| <b>繰 延 資 産</b> | <b>1,100</b>     |                        |                  |
| 新株発行費          | 1,100            |                        |                  |
| <b>資 産 合 計</b> | <b>5,879,362</b> |                        |                  |



# 損 益 計 算 書

(平成14年4月1日から)  
(平成15年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目            |             | 金 額       |                |
|----------------|-------------|-----------|----------------|
| 経常損益の部         | 営業収益        |           | 3,807,930      |
|                | 売上高         |           |                |
|                | 営業費用        |           |                |
|                | 売上原価        | 2,857,518 |                |
|                | 販売費及び一般管理費  | 734,550   | 3,592,069      |
|                | <b>営業利益</b> |           | <b>215,861</b> |
|                | 営業外収益       |           |                |
|                | 受取利息        | 14,739    |                |
|                | 受取配当金       | 152       |                |
|                | その他         | 1,442     | 16,334         |
| 営業外費用          |             |           |                |
| 支払利息           | 86,221      |           |                |
| その他            | 11,097      | 97,318    |                |
|                | <b>経常利益</b> |           | <b>134,877</b> |
| 特別損益の部         | <b>特別損失</b> |           |                |
|                | 投資有価証券評価損   | 1,844     |                |
|                | 固定資産除却損     | 2,043     | 3,888          |
| <b>税引前当期利益</b> |             |           | <b>130,989</b> |
| 法人税、住民税及び事業税   |             | 61,794    |                |
| 法人税等調整額        |             | △ 4,733   | 57,061         |
| <b>当期利益</b>    |             |           | <b>73,927</b>  |
| 前期繰越利益         |             |           | 92,924         |
| 合併による未処分利益受入額  |             |           | 79,619         |
| <b>当期未処分利益</b> |             |           | <b>246,471</b> |

## 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法  
子会社株式および関連会社株式  
移動平均法による原価法  
その他有価証券  
時価のあるもの  
決算期末日の市場価格等に基づく時価法。  
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)  
時価のないもの  
移動平均法による原価法
- (2) デリバティブ等の評価基準および評価方法  
デリバティブ  
時価法
- (3) 棚卸資産の評価基準および評価方法  
商 品  
食料品、生活雑貨 (100円ショップ)  
売価還元法による原価法  
ゲームソフト  
移動平均法による低価法  
そ の 他  
先入先出法による原価法  
貯 蔵 品  
最終仕入原価法による原価法
- (4) 固定資産の減価償却の方法  
建物および構築物  
定額法  
なお、耐用年数は、建物3年～47年、構築物3年～10年であります。  
上記以外の有形固定資産  
定率法  
なお、主な耐用年数は、車両運搬具4年～5年、什器備品2年～10年であります。  
無形固定資産  
定額法  
(なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。)
- (5) 繰延資産の処理方法  
新株発行費  
商法の規定する最長期間(3年)にわたり均等償却
- (6) 引当金の計上基準  
貸倒引当金  
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務(自己都合退職金要支給額)の額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
- (7) リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (8) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法  
金利キャップおよび金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
  - ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段 金利キャップおよび金利スワップ  
ヘッジ対象 借入利息
  - ③ ヘッジ方針  
当社は借入金利の将来の金利変動リスクをヘッジする目的にのみ取引を限定する方針であります。
  - ④ ヘッジの有効性評価の方法  
当社の行っている取引はキャップ取引およびスワップ取引のみであり、そのすべてが特例処理の要件を満たすため、その判定をもってヘッジの有効性評価の判定に代えております。
- (9) その他財務諸表作成のための重要な事項
- ① 消費税等の会計処理  
税抜方式を採用しております。
  - ② 資本の部の区分  
当期より資本の部は、「商法施行規則」（平成14年3月29日法務省令第22号）に基づき、資本金、資本剰余金、利益剰余金およびその他の項目に区分して表示しております。
  - ③ 自己株式および法定準備金取崩等に関する会計基準  
当期より「自己株式および法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第1号）を適用しております。なお、この変更にもなう影響は軽微であります。
  - ④ 1株当たり当期利益に関する会計基準等  
当期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。なお、この変更にもなう影響はありません。
2. 貸借対照表注記事項
- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 913,571千円
  - (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、賃貸用店舗什器備品およびコンピュータソフトがあります。
  - (3) 担保に供している資産  
現金預金 1,104,502千円 土地 329,056千円  
建物 88,512千円 差入保証金 104,900千円  
保険積立金 48,692千円 有価証券 30,014千円
  - (4) 割賦払の方法で購入しているため所有権が売主に留保されているものの代金未払額は817,867千円であります。
  - (5) 1株当たりの当期利益 11円33銭
3. 損益計算書注記事項
- |            |   |           |
|------------|---|-----------|
| 子会社との取引    |   |           |
| 売          | 上 | 高         |
|            |   | 183,638千円 |
| 仕          | 入 | 高         |
|            |   | 27,292千円  |
| 営業取引以外の取引高 |   | 4,646千円   |
4. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 利 益 処 分 案

(単位：円)

| 科 目                          | 金 額         |
|------------------------------|-------------|
| 当 期 未 処 分 利 益                | 246,471,660 |
| これを次のとおり処分いたします。             |             |
| 利 益 配 当 金<br>(1 株 に つ き 5 円) | 38,930,000  |
| 計                            | 38,930,000  |
| 次 期 繰 越 利 益                  | 207,541,660 |

(注) 利益配当金は自己株式44,000株を除いて計算しております。

監 査 報 告 書

平成15年5月16日

株式会社 音 通

代表取締役社長 岡 村 邦 彦 殿

株式会社 音 通

監査役（常勤）林 伸 昭<sup>㊟</sup>

監査役（常勤）日比谷 真<sup>㊟</sup>

監査役 平 井 英 孝<sup>㊟</sup>

私たち監査役は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第23期営業年度における取締役の職務の執行に関して、監査いたしました。

その結果を以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益処分に関する議案は、法令及び定款に適合し、かつ、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

以 上

以 上

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者 株式会社 音 通  
代表取締役社長 岡 村 邦 彦

2. 総株主の議決権の数 7,771個

### 3. 議案に関する参考事項

#### 第1号議案 第23期貸借対照表、損益計算書および利益処分案承認の件

本議案の内容は、添付書類8頁から12頁までに記載のとおりであります。

当期利益配当金につきましては、企業基盤の強化と今後の事業展開等を勘案いたしまして、1株につき5円とさせていただきますと存じます。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

(1) 「商法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第44号)が平成15年4月1日に施行され、株券失効制度の創設に関する改正が行われました。これにともない、名義書換代理人に関する規定(現行定款第7条)について所要の変更を行うものであります。

(2) 「商法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第44号)が平成15年4月1日に施行され、株主総会の特別決議の定足数に関する改正が行われました。これにともない、所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第2章 株 式<br/>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> | <p>第2章 株 式<br/>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿及び株券喪失登録簿</u>は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱、株券喪失登録の<u>手続き</u></u>等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> |

| 現行定款                                                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第3章 株主総会<br/>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。<br/>(新 設)</p> | <p>第3章 株主総会<br/>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p> |

### 第3号議案 自己株式取得の件

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、商法第210条の規定に基づき、当社普通株式300,000株、取得価額の総額2億円を限度として取得いたしたいと存じます。

### 第4号議案 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、以下の要領により、ストックオプションとして新株予約権を無償にて発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

#### (新株予約権の発行要領)

- (1) 新株予約権の割当を受ける者  
当社および当社子会社の取締役、監査役、従業員および業務委託取引先会社の役員
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数  
当社普通株式300,000株を上限とする。  
なお、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が株式の分割又は併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使又は消却されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

- (3) 発行する新株予約権の総数  
300個を上限とする。  
(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1,000株とする。ただし、上記(2)に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
- (4) 新株予約権の発行価額  
無償で発行するものとする。
- (5) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額  
発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、発行日の終値とする。  
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（時価発行として行う公募増資、ストックオプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額の調整を行う。

- (6) 新株予約権の権利行使期間  
平成17年7月1日から平成22年6月30日まで



- (7) 新株予約権の行使の条件
- ① 権利を付与された者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行することを要する。
  - ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
  - ③ 新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部又は一部の行使をすることができる。ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。
  - ④ 新株予約権の発行時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、社員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、社員又は嘱託社員であることを要する。ただし、当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役が任期満了により又は法令変更にともない退任した場合又は当社もしくは当社の関係会社の社員又は嘱託社員が定年により退職した場合および会社都合等の正当な理由による退職の場合は、この限りではない。
  - ⑤ 新株予約権の発行時において当社業務委託取引先会社の役員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当該会社の役員であることを要する。ただし、当該新株予約権者が、新株予約権の行使時において、当該会社の役員でない場合であっても、新株予約権の行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数および行使の時期につき当社取締役会の承認を得た場合には、この限りでない。
  - ⑥ その他新株予約権の行使の条件は、本総会終結の時以降に開催される取締役会決議により定める。
- (8) 新株予約権の消却
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
  - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件から外れた新株予約権については無償で消却することができる。
  - ③ 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者が有する新株予約権のすべてを無償にて消却できるものとする。
- (9) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
- (10) 細目事項  
新株予約権に関する細目事項については、本総会終結の時以降に開催される取締役会決議により定める。

## 第5号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営陣の強化を図るため2名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)            | 略歴<br>(他の会社の代表状況)                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式の数 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 岡村 邦彦<br>(昭和30年12月13日生) | 昭和56年8月 当社設立<br>当社代表取締役社長<br>現在に至る<br>(他の会社の代表状況)<br>株式会社デジユニット 代表取締役                                                                                                 | 149,870株    |
| 仲川 進<br>(昭和30年9月2日生)    | 昭和56年8月 当社設立<br>当社代表取締役副社長<br>現在に至る                                                                                                                                   | 149,870株    |
| 吉田 雄二<br>(昭和27年10月14日生) | 昭和62年2月 当社入社<br>当社代表取締役副社長<br>現在に至る                                                                                                                                   | 71,870株     |
| 小林 護<br>(昭和30年9月6日生)    | 平成14年3月 株式会社サンフレア代表<br>取締役社長<br>平成14年10月 当社専務取締役<br>現在に至る<br>(他の会社の代表状況)<br>有限会社ヒューマンネット代表取締役                                                                         | 0株          |
| 藤本 佳男<br>(昭和31年9月20日生)  | 昭和58年6月 当社入社<br>平成9年3月 当社第三営業部長<br>平成10年3月 当社第一営業部長<br>平成10年6月 当社取締役第一営業部長<br>平成11年3月 当社取締役大阪営業部長<br>平成13年6月 当社取締役フレッツ事業<br>担当<br>平成14年10月 当社取締役フレッツ事業<br>部長<br>現在に至る | 500株        |
| 伊澤 三男<br>(昭和35年5月8日生)   | 昭和56年8月 当社入社<br>平成9年3月 当社第二営業部長<br>平成10年6月 当社取締役第二営業部長<br>平成11年3月 当社取締役商品部長<br>平成13年6月 当社取締役営業部長<br>平成13年9月 当社取締役<br>現在に至る                                            | 37,500株     |
| 山村 洋一<br>(昭和30年11月13日生) | 昭和56年8月 当社監査役<br>平成10年6月 当社取締役業務部長<br>平成11年3月 当社取締役管理部長<br>現在に至る                                                                                                      | 37,500株     |
| 林 伸昭<br>(昭和28年9月6日生)    | 昭和60年1月 当社入社<br>平成9年3月 当社第一営業部長<br>平成10年3月 当社特別販売部長<br>平成10年6月 当社取締役特別販売部長<br>平成11年3月 当社取締役東京営業部長<br>平成13年6月 当社監査役<br>現在に至る                                           | 4,500株      |

| 氏名<br>(生年月日)           | 略歴<br>(他の会社の代表状況)                                                                                                      | 所有する当社の株式の数 |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 日比谷 真<br>(昭和30年12月7日生) | 平成11年4月 株式会社エム・ティー・エー顧問<br>有限会社ヒューマン・ネット企画顧問<br>平成14年1月 株式会社サンフレア入社<br>平成14年3月 株式会社サンフレア監査役<br>平成14年10月 当社監査役<br>現在に至る | 0株          |

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第6号議案 監査役2名選任の件

監査役林 伸昭、日比谷真の両氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。なお、松下實人氏は林 伸昭氏の、石丸哲朗氏は日比谷真氏の補欠であります。

| 氏名<br>(生年月日)            | 略歴<br>(他の会社の代表状況)                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式の数 |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 松下 實人<br>(昭和10年11月15日生) | 昭和30年9月 太東貿易株式会社(現株式会社タイトー)入社<br>昭和41年5月 同社退社<br>昭和41年8月 株式会社ごう商共同設立<br>昭和51年10月 同社退社<br>昭和52年2月 ナショナル商事創立<br>昭和58年2月 ナショナル商事株式会社設立 代表取締役<br>平成8年8月 アサヒコミュニケーションネットワーク株式会社専務取締役<br>現在に至る | 0株          |
| 石丸 哲朗<br>(昭和27年9月11日生)  | 平成8年6月 株式会社ナガオカスポーツ退社<br>平成10年10月 有限会社アップル設立 代表取締役社長<br>現在に至る<br>(他の会社の代表状況)<br>有限会社アップル代表取締役社長                                                                                          | 0株          |

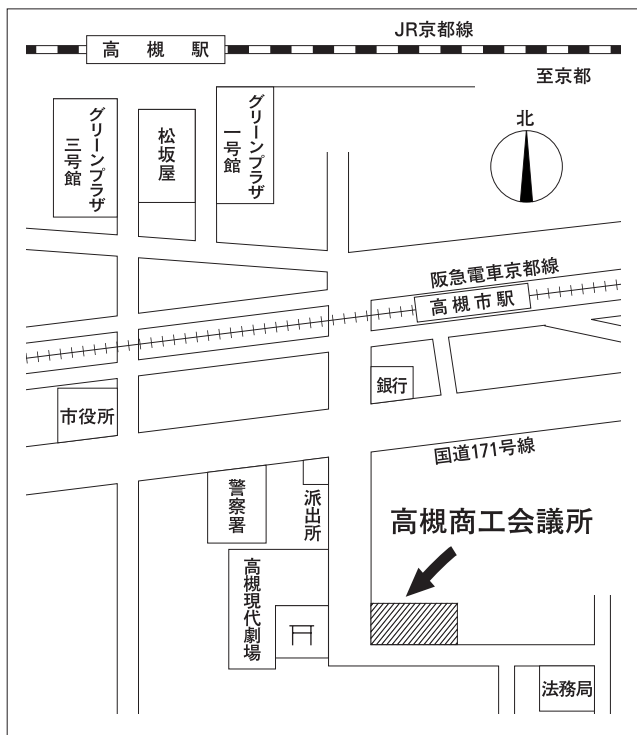
(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：大阪府高槻市大手町3番46号

(高槻商工会議所 3階 第1会議室)



### (交通機関)

J R 京都線 高槻駅下車 徒歩15分

阪急京都線 高槻市駅下車 徒歩10分

※会場は駐車スペースが限られておりますので、お車でのご来場はご遠慮ください。